

リポート 東構協

2003年(平成15年)

新春号

[第13号]

発行 東京鉄構工業協同組合
〒104 東京都中央区八丁堀3-9-5 KSビル6階
-0032 TEL 03(5566)1595
FAX 03(5566)1597



①平成15年新年賀詞交歓会 ②あいさつする池田理事長



蛙は冬の厳しい寒さから春の暖かさの変化を体で知ることによって変化に対応していると言われていました。それぞれの情報を戦略兵器に置き換えることで、自社にないものを敏感に受け入れ、オンリーワン企業を強化して自己改革と自己努力を怠ることなく、ともに進みたいものです。経営と技術の優れた企業が勝ち残ることが自然の摂理ではないでしょうか。

冒頭で述べた平成危機の脱出方法の一部を述べてみましたが、いかがですか！。

物作りで一番大切なもの——、それは夢と誇りとロマンであり、そしてこのことを後継者にしっかりと伝承されていくことが、われわれに課せられた宿題です。東構協構成員の皆様とともに自分のシナリオを持って明るく、この宿題に取り組んで行きたいものです。今年1年を幸多かれとご祈念申し上げて、ご挨拶いたします。

(池田鉄工社長)



夢と誇りとロマンの伝承を

理事長 池田 英敏

平成15年の輝かしい新春を迎え、組合の皆様には健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

昨年末に国土交通省からの方針が打ち出されました。建設業界の今後の政策に関するもので、建設市場の約半分を占める公共事業の縮小に伴う業界の規模縮小と内容の悪い企業の淘汰促進を進めるとしています。今年度は、われわれファブ業界が、この現実はどう対処していくかが問われる年となるでしょう。この平成危機となるべく前兆として昨年度は、上場会社の30社弱の倒産、また勝ち

組であると言われた企業の減収減益が発表されています。

東構協の組合員が、この危機を乗り越えるために全員参加の活動の中から、相互扶助と共存を目指すために一人一人のモチベーションが必要不可欠ではないでしょうか。昨年の組合行事にしても参加者がまだ少なく思われます。

課題の発見や勝ち残るヒントはその会合の中に沢山あるはずですが。自分をプロデュースして成果をあげるために参加されるようお願い致します。

組合理事役員

年頭の挨拶



相談役
金子 升一

品質への正当な対価を

わが国の経済は景気の低迷が続き、大型倒産の続出、個人消費の依然とした停滞など相変わらずの厳しい状況のまま推移しています。株価や為替レートも同時安となっており、明らかにデフレ傾向を示しております。

組合執行部として、この戦後初めて直面する長期かつ深刻な不況の克服に懸命に方策を尽くして参りましたが、東構協の構成員もピーク時の130社から67社に減少した現実を前にして、有効な手法を確立できずに今に至っているのが実情かと思われま

す。今後の先行きもまだまだ不透明であり、少しの予断も許さない状況で推移するものと予想され、これまでの反省と教訓をもとに、さらなる努力を続けて参りたいと思います。

平成12年の改正建築基準法により認定制度から評価制度に移行、入熱・パス間温度管理や厳格な審査などにおいて、各社ともに自社製品の品質管理に懸命に対応しておられるかと思われま

す。することが何よりも肝要かと思いません。

確かに競争による切磋琢磨や企業努力により、さらなる経営の効率化は必要ですが、低価格受注は業界全体ばかりでなく、自社経営をも体力的に消耗する以外、なにもものでもないことはこれまでの教訓で我々は学んできたはずで

す。苦しい時は分かち合い、助け合う相互扶助の精神を忘れてはなりません。鋼材費のコスト負担、ゼネコンのリストラによる熟練した現場技術者の不在、追加・変更工事の契約不履行など依然として業界には問題が山積した状態にあります。

さらに首都圏では、以前よりも規模的に縮小、件数も減少してきたとはいえ、再開発事業が各地で継続展開しています。しかしながら、実際に参入しているのは遠方のファブであり、立地的に有利なはずの都内ファブが、ここに至っても仕事が確保できない由々しき事態が生じています。この点につきまして発注者や関係者のご理解を是非、頂きたいと考えております。

また、確かな情報を今後に活かしていくことも非常に大切です。時代は確実に高度情報化に向かっています。組合員同士が同志として情報を交換し、これまで以上に交流を深め、団結して社業発展のために、また業界発展のために邁進し、明日をより良き明日に変えていく努力をしようではありませんか。

今年こそ、良き年であることを期待し、ご祈念申し上げて、あいさつといたします。

(那須ストラクチャー工業社長)



副理事長
総務・共済委員長
松田 清明

できることから始めよう

明けましておめでとうございます。景気のこと

は正月から書かないことにいたします。理由は、どんな方策をもってしてもどうにもならないもどかしさからです。いずれ日本の経済が復興して需要が回復するか、我々の業界の自然淘汰が進み、供給が減るかのどちらでしか利益体質になることはないでしょう。それでも我々の業界が世の中の不合理・不正義によって不当な不利益を被っているのであれば強

いに抵抗し、それらを排除し正していかなければなりません。そのためには一社の力では限界があり、到底勝ち目はありません。我々には多くの仲間があります。常に競争と協調の精神で切磋琢磨している組合員仲間です。今こそ立ち上がらなければ、将来に悔いを残すこととなります。できることから始めま

しょう。昨年来、池田理事長のもと、当組合では種々の提言を理事会決議し、全構協関東支部会に上程しております。組合員の皆様も億劫がらずに組合の会合に参加して、どしどし意見を発表して下さい。

ともかく、新しい年の始めにあたりまして皆様・ご家族のご健勝と社業の維持を祈念いたします。私ごとになりますが、60歳を過ぎまして、できることなら今年

は日本国内をゆっくり旅行してみたいと

思っております。食べたことのないような海の幸・山の幸、あっと驚くような景観、普段味わえないような人情の機微、それらが私を待っている——。初夢に終わらせたくないと思っています。

(松田鋼業社長)



副理事長
教育・技術委員長
西地区長
森 明

意義ある目標に向かって

今、われわれの業界は年ごとに進む経営環境の悪化に苦しんでいます。組合員各位の経営を阻害する環境因子を組織の力で改善することこそ、組合活動の重要な目的であり、意義ある目標を打ち立て、全構協と一体となった活動が今こそ必要です。

過去において、全構連と行ってきた認定や検査、各種資格制度は目的とした社会的認知を得る点では評価されたものの、経済効果は一方的に買い手の側に持たせる結果となり、今日では多くの組合員が、ただその維持のための負担に苦慮している始末ではないでしょうか。加えてパス間温度管理制度により、より信頼性の高い製品を送り出すことになって、このコスト回収すらできない現状に涙しています。

今日まで組合上部機構が主導した各種制度は利益を回収する制度のない一見紳士的で恰好のよい制度であるうえ、機構維持のために、この制度を運用している有り様。どんなに人に喜ばれるよい制度でも良い物を

提供しても、残念ながら報酬を要求する制度がなければ、ただ人に利用されるだけではないでしょうか。

我々の製造する鉄骨は「寿司」や「鰻」のように旨い物を食べた客が、その時に感激して相応な代金を払ってくれるのとは訳が違います。多くの場合、お客様とは顔も会わせないで、元下の業者間で値決めする。技術的に貢献するよい制度を作ったら、その正当な収益の配分を受ける制度が同時に必要です。この度の品質保証制度も理事会審議で、有償保証制度とする条件で賛成しました。

本題である「本年の意義ある目標」とは業界に収益をもたらすための制度を創ることにある。未曾有の不景気の中、制度で所得が直ちに改善されるほど、甘くはないと言うものの、自己を主張する一面を必ず持つ制度へと見直しをしていこう。

(日本鉄構建設工業会長)



副理事長
経営近代化委員長
武田 忠義

魅力溢れる世の中に

ものごとの「革新」は、いや「核心」といってもいいが、やはり人材ではないでしょうか。過去の世界文明をみても、おそらく中心的な指導者が存在し、補佐する優秀なブレーンがいたはず。

優秀な人材の存在するしないは、おそらく業界のみならず、政治やすべての世界で大きく左右する話ではないのか、——最近はその「確信」

に変わってきています。

経済も政治も世界も閉塞感に溢れ、毎日届く新聞の見出しを見るたびに過去の歴史や学問をも否定、現状を打破するかのような新たな発想や着想が求められているのかも知れない、とそんな気もします。

でも、そんな人材は現れて来ない。

それは何故かといえば、魅力溢れる世の中ではないからです。

未来輝く産業には若く優秀な人材が集まり、パワーを魅力に変える——超美男子に目を潤ませた美女が多く集まるように。我々は、そんなことも知っているはずなのに。

やはり、人材は大切です。夢や希望を胸いっぱい膨らませて、期待を求めて優秀な若者が次々と訪れる、その中から次世代へのパワーが生まれる。そんな魅力溢れる業界にするために、我々はどうすればいいのか。

答えは皆さん、分かっているはずです。諦めず、頑張りましょう。

(叶産業相談役)



副理事長
耐震補強委員長
Mグレード部長
池谷 春夫

生活や人生のゆとりはどこに

秩父34カ所観音霊場札所巡社廻りを、秋深き11月中旬に行き、第一番札所から第34番札所まで順を追って廻り、大変感動を覚えました。

観音霊場は西国33カ所、板東33カ所と秩父の34カ所を合わせて日本百番観音になるといわれ、信仰の所産とされ、観音霊場が賑わったのは江

戸時代で人々は娯楽と慰安を兼ねて、巡礼の旅に出たということです。

現代もまた盛んになりつつあるようです。納経帳を持ち、一番札所より記帳を願い、この地方ならではの建造物、また山間の岩峰が素晴らしい眺めでした。

今までは、この地域のゴルフ場には何度か来ていますが、その時にはあまり回りの景色季節の変化には気をとめませんでした。札所巡りを始めてから、一望する眺めに感銘し、また自然に対する姿勢、四季の移り変わりが際立って感じ、紅葉や季節の美しさを示す樹木、五感で感じる自然の変化、奥行きのにしみじみ感動しました。

私たち都会暮らしですと、自然とかの関わりが少なくなりがちです。今までは会社人間で会社の発展のため、時には自分たちの生活を犠牲にして働き続けてきた会社のために働くということが、そのまま生活が豊かになることにつながると信じてきたからです。しかし、現実には生活は経済的に充足されたが、ゆとりが感じられず、生活や人生を味わうゆとりはどこかにいってしまったような気がします。

人生の生き甲斐を職場にだけに求めず、会社以外の家族や地域社会との関係をもっと深め、定年後に粗大ゴミとか漏れ落ち葉などか言われないよう心がけているこの頃です。

東構協一組員として今年度も事業委員会の発展を願い、一層皆様方の協力を頂き、頑張ります。本年もよろしくお願い致します。

(日東鉄工本部長)



理事
角鹿 茂

相互補完しながら共存共栄を

「仕事を取り合えば足りなくなるが、分かち合えば余ってくる」——。近年、私がモットーとしている言葉のひとつです。

我々ファブ業界を取り巻く環境は年々厳しさを増し、ここ数年間でも多くの仲間が倒産・廃業といった事態に追い込まれているのは周知の通りです。

需要だけをみても約10年前には1200万トンを記録したのが、ここ数年は700万トン内外にまで減少。こうした環境下で各社が仕事を奪い合っている現況では鉄骨単価の急落も必然であり、地域によっては耳を疑いたくなるような安値受注の事例も報告されています。

このような状況に至った元凶としてゼネコンや商社をやり玉に上げる声をよく耳にしますが、実際に鉄骨市況を形成しているのは我々ファブにはほかなりません。ゼネコンや商社から如何なる安指値を提示されても、ファブ側が受け入れなければその価格(物件)は宙に浮くのです。

ただ、現在は多くのファブが著しく体力を消耗し、資金を回転させるために赤字覚悟の安値受注にはしる傾向にあり、このような行為が鉄骨市況全体の下落に拍車をかけています。

仲間が無茶な価格で受注するのを回避できるよう仕事を分け合う、こ

の姿勢こそが今何よりも求められます。その徹底こそが単価の底上げ、ひいては各社の経営安定化につながるのです。

立場の弱い中小企業が各社の不足部分を補い、相互補完しながら共存共栄を目指すことが協同組合の存在意義であり活動理念だと思います。このことを各社が今一度思い起こし、東構協構成員が、また業界が丸一となって難局を乗り越えていきたいと考えております。

(角鹿鉄工社長)



理事
飯田 歳樹

テーマに向かって進む私自身のあり方

まずは平成15年の新春も無事に明け皆様には益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

理事長をはじめ、東構協組合員の皆様には大変お世話になり、年を越せましたことを感謝申し上げます。本年も有意義に楽しい会社経営とライフスタイルをいかに実現できるかをテーマに無理やりに初夢をみることにしました。

私にとって今年は55歳の体力の節目を迎え、55歳(ゴーゴー)ということで「行け行けGO! GO!」の希望に満ちた年にする計画を立ててみました。ディスカバリーアイランドの海をダイビングツアーや再度、ヒマラヤトレッキングという計画を夢の中で立てたが、ここからが問題。スムーズに夢を実現するするた

めには会社経営を安定させてこそ初めて実現できることが可能」と思い、経営とライフスタイルを充実させるためにも一本スジの通った経営方針を立てる必要があります。

現在、私どもファブが直面している課題は、子供でも理解できないマイナス思考の経営体質を数歩離れた客観的立場から冷静にみる必要があります。

弊社ではここ数年、スーパーゼネコンや準大手などの集中購買のあるダンピング受注を繰り返すゼネコンとの営業活動を自粛、また支払い条件の悪い神に見放された利己主義会社との取引をボイコットし、アドバンテージを自分の手で掴みとるため、社員教育の徹底および発想の転換を図ることにより、今後、企業として存続できるのは現存会社数の1/2

に減少したとしても、したたかに生き残ることを夢見ています。

東構協組合員の皆様も一緒に他の夢の実現を確かなものにしようではありませんか！

(飯田製作所社長)



監事
矢澤 潤一

組織が小さくても特徴ある企業に

明けましておめでとうございます。組合員の皆様方におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は経済低迷の中、さまざまな出来事がありました。明るい話題

も多くありました。特に一社員である田中さんのノーベル賞受賞はすべての社会人のみならず、これから社会人になるであろう人々にとって、またとない朗報であり己卯となるでしょう。

私どもも、社員一人一人が去年より今年、少し背伸びをすればできそうなことを見つけてチャレンジすることにより、たとえ組織が小さくても特徴ある企業に成長できるものと信じております。

一生懸命考え悩み試行錯誤することも、不況だからこそこのことと考えば、決して将来マイナスになることはないのではないのでしょうか。

私たちにできることはまだまだ沢山あります。頑張ってみませんか。

どうぞ今年が良い年になりますようにと祈念いたしております。

(矢嶋社長)

特 別 寄 稿



全構協副会長
技術委員会担当
山本 康弘

「私の初夢」

新聞が届いた。見出しは——地震に強かった鉄骨造——。20××年×月×日に関東地方を中心に発生したM7.6の地震被害状況がまとめられ、その結果、鉄骨造が一番、地震に対して耐久力を発揮、今後、ますます鉄骨造のシェアは増えるであろうと建築業界では予想している、との記事。有識者の「鉄骨業界が工場認定制度の名のもと1954年より、その技

術を磨き真摯に取り組んだ成果」とのコメントが添えてあった。

その記事を読んだ××鉄工の私は、全構協の一員で助かった。備えあれば憂いなし、とはこのことだと思った。

被害建物に自社の製作したものが含まれていた。2階のスラブの一部が抜け落ち、建物は半壊、家具類はすべて駄目になった。丹精込めて製作し、その出来ばえを喜んでくれた施主だったが、修理費と備品、家具の保障を求めてきた。会社の蓄えも底をつき、やっとここ1、2年の持ち直しで将来に少しばかり明かりが見えたこの時期、会社の存続さえ危ぶまれる代償であった。

直ちに組合を通じ「鉄骨保証機構」にその趣旨を報告した。保証事故審査会が派遣した調査員が綿密に調査

した結果、床を受けている小梁のガセットプレート一枚が、片面スミ肉溶接のみであったため、地震の揺れで外れ、床が抜け落ちたものと判明した。他の重要な部分は何ら問題なく、十分な仕事がなされていたことも証明された。

幸い、機構では、これを瑕疵と認めて保険で賄ってくれ、当社の負担も10%で済んだ。品質を厳しく指導し、実行させていたにもかかわらず、ちょっとしたチェック漏れが、今回の要因であった。一枚の板が起因した結果を深く反省、再度、検査体制を見直した。わずかな保険をかけたことにより、今回のような事態に備えることが出来たシステムに深く感謝した。

(トウジ工業社長＝京都府)

地区会員名簿

東地区 (29社) 地区長 (株)前田製作所 前田 昭男

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	那須ストラクチャー株式会社	H	11.	城北工業株式会社	R	21.	株式会社コイワ	J
2.	株式会社飯田製作所	M	12.	鈴木鉄工建設株式会社	R	22.	株式会社杉本鉄工建設	J
3.	中央ビルト工業株式会社	M	13.	有限会社高市工業	R	23.	株式会社辻工作所	J
4.	株式会社中込工業所	M	14.	株式会社角鹿鉄工	R	24.	有限会社矢萩鉄工	J
5.	株式会社前田製作所	M	15.	津覇車輛工業株式会社	R	25.	株式会社長谷川工業	未
6.	吉岡工業株式会社	M	16.	株式会社東洋鉄骨	R	26.	木村鉄工建設株式会社	未
7.	株式会社谷村製作所	M	17.	株式会社中川鐵工所	R	27.	熊谷工業株式会社	未
8.	富士工業株式会社	M	18.	中山建設株式会社	R	28.	有限会社富士興鐵	未
9.	株式会社奥村鉄構	R	19.	林鉄工株式会社	R	29.	ヤナセ工業	未
10.	株式会社佐久間鉄工	R	20.	三進建鉄有限公司	R			

中地区 (13社) 地区長 わくた工業(株) 涌田 好司

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	池田鉄工株式会社	M	6.	有限会社修和鉄工	R	11.	有限会社牛島工業所	未
2.	日東鉄工株式会社	M	7.	株式会社帝都建工	R	12.	共立工業株式会社	未
3.	松田鋼業株式会社	M	8.	東京建鉄株式会社	R	13.	日精株式会社	未
4.	井上鉄工株式会社	M	9.	わくた工業株式会社	未			
5.	株式会社鎌建工業	M	10.	大伸鉄工株式会社	未			

西地区 (25社) 地区長 日本鉄構建設工業(株) 森 明

No	会社名	グレード	No	会社名	グレード	No	会社名	グレード
1.	叶産業株式会社	H	11.	小沢鉄工建設有限公司	R	21.	株式会社栗野鉄工所	未
2.	川岸工業株式会社	H	12.	株式会社酒多鉄工所	R	22.	近藤鉄工株式会社	未
3.	株式会社石郷岡工業	M	13.	有限会社坂爪建鉄工業	R	23.	株式会社佐々木鉄工所	未
4.	小島工業株式会社	M	14.	島崎工業株式会社	R	24.	株式会社敏鉄工	未
5.	株式会社矢嶋	M	15.	株式会社高水鐵工	R	25.	有限会社モリヤ鉄工	未
6.	日本鉄構建設工業株式会社	M	16.	有限会社中央製作所	R			
7.	有限会社天野鉄工所	R	17.	東洋鋼機株式会社	R			
8.	井戸建鉄株式会社	R	18.	有限会社橋本鉄工	R			
9.	株式会社一本木鉄工	R	19.	有限会社藤本鉄工所	R			
10.	株式会社大須賀製作所	R	20.	株式会社河村鉄工所	R			



理事
RJグレード部長
杉本 豊

必ずゴールはある

新年会のトップのあいさつを見聞きしていると、本年も例年以上に厳しい年になりそうです。この厳しい社会を生き抜くには、まず目標を立て、しっかりと、その足でそれに

向かって前進していくことかと思われれます。

製造業の管理者として自分の会社のなにかネックになっているのか、よく見極めてそのひとつ一つをより良き方向に改善していく、これが生き残り策ではないでしょうか。そしてこの暗闇のなかで、「ヘッドライト・テールライト」をしっかりとつけて方向を誤らないようにすること、これが今の私たち経営者の使命でしょう。

鉄骨業界、とくにR・Jグレードの皆さんが何を指していけば良いのか、人それぞれ違うと思います。しかし、各自のそれぞれの目標に向かい頑張りましょう。必ず、ゴールはあります。

今年も皆様のご協力のもとにR・Jグレードは力強く前進していきます。

どうか、これまでと変わらぬご協力、ご支援のほど今年もよろしくお願い申し上げます。

(一本木鉄工社長)

東京都の検査機関の登録について

東京都は昨年12月6日付で都都市計画局市街地建築部長名で、建築関係団体宛に「試験機関（A類）及び検査機関の登録について」を依頼通知した。これは現場溶接継手の中間検査で、合否判定となる告示（1464号）基準の許容値を大幅に超えて、構造耐力上の安全に関わる重大な不具合事例が発覚、事態を重くみた都が一昨年5月1日付で「建築工事の品質確保について」を通知、このなかで「検査について、より一層の信頼性を確立するための合理的な制度について検討している」として、これまで検査機関の知事登録制度の運用に向けて作業を行ってきたもの。

検査機関に適合した検査機関は知事登録され、重大な不具合があった場合、検査機関は確認した建築主事らに報告しなければならず、たとえ指定確認検査機関で確認や検査を受ける建築工事であっても併せて特定行政庁に報告することになる。

今回の通知依頼で「検査機関登録制度運用方針について」のなかの検査機関の制度運用実施については、「今回登録を行った検査機関による要綱第2条第5項に規定する検査の実施は、平成15年4月1日以降に受理された確認申請及び計画通知にかかる建築物の工事に対して適用する」と来年度の確認申請が対象となるとし、さらに「対象建築物については当面の間、建築物の高さが31mを超えるものとする」とした。都の中間検査の範囲（3階かつ500平方m超）との格差があるが、これは今回

知事認定した検査機関が31社であり、業務能力として対応可能な範囲で当面、処理を図り、段階的に中間検査範囲まで実施していこうとする意図があるものと思われる。

前回の通知依頼にあった「要綱第11条に定める知事が別に定める重大な不具合の扱い」については「平成14年度末に報告される告示1464号検討委員会（委員長・千葉大学教授、森田耕次）の検討結果を受けて指定し、登録検査機関報告制度を開始する予定」としている。ただし、同検討委員会の最終検討結果の報告と関連で、実際の適用は2、3か月のズレが生じるものと予想されている。

検査機関の知事登録にあたり、都では、判定委員会で付帯された共通通知事項として、①検査実施に伴う不具合の管理体制、責任体制をより実効性のあるものとし、実施すること②外観検査の計測方法について、告示1464号検討委員会の定めたものを標準とし実施すること③現在定めている規定等について、より実効性、具体性、倫理性のある規定を今後、定め運営すること④登録後、発行する検査報告書については、登録事業所名を記載し、発行すること。また、このときの報告書における検査名目は「溶接部検査」と表記すること。溶接部検査とは、突き合わせ溶接部の外観検査及び内部探傷検査の両者であることを念頭に置き、今後、検査を実施すること、などとしている。

また、倫理委員会は審査適合会社に対して次の項目を共通指摘事項と

して実施を義務づけた。

①不具合検出時の措置フロー図作成・活用のこと②外観検査の検査要領について、1464号委員会の定めた事項を標準とし、マニュアル化を図ること③検査業務についての倫理規程をより明確にするとともに、確実に実行すること④今後の検査報告書には登録を受けた事業所名を明記すること⑤検査報告書に「超音波検査報告書」とあるものは「溶接部検査報告書」とすると共に外観検査の働きかけを行っていくこと、とした。

今回、審査適合会社は以下の通り。

▷ジャスト（横浜市）▷日本検査コンサルタント（川崎市）▷エンジニアリングサービス（東京都）▷東京理学検査（東京都）▷キューシーコンサルタント（横浜市）▷シーエックスアール（広島県）▷インテック（東京都）▷ダンテック（大阪市）▷第一検査（東京都）▷エ・アイ・シー（横浜市）▷新日本非破壊検査（北九州市）▷北日本非破壊検査（新潟市）▷非破壊検査（大阪市）▷検査サービス（東京都）▷総合非破壊検査（東京都）▷アイ・イー・エル（堺市）▷アイ・エム・シー（神戸市）▷エステイエス（長野県）▷ディーアイジェクト（川崎市）▷札幌インスペクション（札幌市）▷テック（千葉県）▷朝日エンジニアリング（埼玉県）▷アディック（東京都）▷関東エンジニアリングサービス（茨城県）▷国立技研（横須賀市）▷広宣（群馬県）▷鋼造エンジニアリング（静岡県）▷相模理工（相模原市）▷ソニック（横浜市）▷富山検査（富山市）▷溶接検査（宮城県）

グリーン購入法について

1. グリーン購入法とは

正式には「国等による環境物品等の調達に関する法律」と定義されており、平成12年5月24日に成立し、5月に公布、平成13年4月1日より施行されています。エコ商品に代表されるように設計者が環境に優しい製品を使用するように義務づけた法律です。

平成13年2月2日に閣議決定された基本方針は国（国会・各官庁、裁判所）制令で定める独立法人及び特殊法人が重点的に調達すべき物品として特定調達品目等に関する重要事項を定め、この特定調達品目を「グリーン商品」と称しています。

平成13年2月時点での対象は、紙類・文房具・OA機器・家電製品・寝具・公共工事等の（民間工事分野では当面従来品の使用となる）14分野について101品目の特定調達品が判断の基準とともに公示されましたが、平成14年4月1日より新たに21品目が追加され、その中に塗料としては初めて下塗り用塗料（重防食）（鉛、クロム等の有害重金属を含む顔料を配合していないこと）が公共公示分野で指定されました。公共公示分野でグリーン商品が使用されるに際しては、その商品が次の特徴を有していることが必要ということになります。

①環境負荷低減効果が客観的に認められるもの②普及の促進が見込まれるもの③品質確保が確実なもの（JIS、JAS等の公的基準を満足

または準拠すること。公共工事における使用実績が十分にあること等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分にされていること④コストが適正と判断されるもの。

また、グリーン購入法では地方公共団体についても各地域の自然的、社会的条件を勘案し、グリーン購入の推進につとめること、さらに民間の事業者や国民についてもできる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努めるよう定められています。

なお、グリーン購入法の塗料選択条件は「下塗り塗料で、鉛・クロム等の有害重金属を含む顔料を配合していなくて公的機関（JIS、JH等）の塗料規格に適合する塗料」となっており、いろいろな対応塗料が準備されています。

東京都の鉛ガイドラインとは

東京都はグリーン購入法とは別に平成13年7月に独自に「鉛ガイドライン塗料編」を制定し、塗膜中の鉛含有量を0.06%以下に設定しており、中塗り、上塗りにも適用する内容となっております。

1年後の平成14年7月に「化学物質の子供ガイドライン（塗料編）」が設定され、その概要は①子供が多く利用する施設や遊具の塗装には、鉛フリーの塗料を使用すること（子供が多く利用する施設の管理者は遊具や建築物の塗料には、鉛フリーの塗料を使用すること。子供が多く利用する施設の設計者は塗料には、鉛フ

リーの塗料を指定すること）②塗装面を良好に保全すること（すでに塗られている塗料の成分や鉛の含有量を確認し、必要な場合は塗り替えること）③塗り替え時は飛散防止対策をすること（すでに塗られている塗料の成分や鉛の含有量を確認すること。シート防護や板張り防護などの飛散防止対策を行うこと）などとなっています。

※鉛フリーとは以前、設定されたもの同様「塗膜中の鉛含有量0.06%以下」となります。

〔以下、東京都の鉛ガイドライン塗料編から〕

塗料中の鉛対策

製造事業者の皆さんは鉛フリー塗料のPRと製品表示をすること。

塗料には建築、構造物、船舶、自動車、機械など事業用として使用されるものと家庭用として販売されるものがありますが、国内の塗料の出荷量は家庭用としては3%弱（平成11年度）程度で、殆どが事業用です。また、鉛化合物は家庭用塗料には含まれていませんが、建築等の構造部材に使用される下塗りの錆止め塗料（赤色）や黄色、おれんじ色の上塗り塗料に含まれていることがあります。日本塗料工業会では、アメリカの規制に合わせて建築物の構造部材に使用される下塗りの錆止め塗料として含鉛塗料と同等以上の性能を有するリン酸塩系錆止め塗料の自主規格JPM S26を定め、塗膜中の含有量を0.06%以下に設定し、鉛フリー塗料のJIS化も検討されています。さらに上塗り塗料も鉛フリー塗料が開発されています。

塗り替え時の飛散防止対策

施設や遊具の塗り替え時には、以下の事項を守って作業時の周辺汚染の防止にこころがけて下さい。なお、ここでいう塗り替えとは、ケレン作業を含む全面塗装からケレン作業を伴わない部分的な補修塗装まで、既存の施設に対する補修塗装のすべてを示します。

日常の対策と同じように、塗られた塗料の商品名や成分を施工業者に問い合わせて鉛の含有量を確認して

下さい。なお、含有量が分からない場合は、使用されている塗料の鉛の含有量を分析することも必要です。

関連法規（労働安全衛生法、鉛中毒予防規制）や「鋼道路橋塗装便覧（日本道路協会）」などの関係マニュアルを参考に、塗膜片の飛散や落下による周辺への汚染防止対策を盛り込んだ作業計画を策定して下さい。ケレン作業はシートを張るなどのなるべく塗片が飛散しない方法を選び、ブレスト工法等を採用する場合は、

板張り防護等の対策を行って下さい。防護設備には以下のようなものがあります。

①簡単なケレン作業＝足場や床面にシートを張り、周辺への塗膜の飛散を防ぐ②ブレスト工法等によるケレン作業＝より気密性の高い板張り防護を行って下さい。その際は、換気設備を設置するなど、周辺環境の汚染防止と良好な作業環境の維持に努めて下さい。

対 応 塗 料 一 覧 表

塗 料 種 別	該 当 規 格	商 品 名	備 考
さび止めペイント	JIS K 5621	TDプライマー	2種（鉛丹色は除く）
	JIS K 5621	TKプライマー	2種（鉛丹色は除く）
	JIS K 5621	TUプライマー	2種
	高級水系さび止め塗料	TWプライマー	
	JIS K 5625	グリーンボウセイ	相当
	JIS K 5621	ク 建築用	相当
	JIS K 5621	さび止めペイントJIS2無鉛	2種
	JPMS 5626	グリーンズボイド下塗	1種
	グリーンズボイド速乾下塗	2種	
エポキシ系下塗	JIS K 5551	エポニックス#10下塗	1種
		エポニックス#20下塗	2種（厚膜形）
	各種公的規格	エポニックス#30下塗	
	各種公的規格	エポニックス#90下塗-R	垂鉛めっき用
	日本道路公団	エポニックスAL	エポキシアルミ
	鋼道路橋塗装便覧	エポニックスAL-W	エポキシアルミ低温用
		エポニックスAL-H	エポキシアルミ厚膜形
	各種公的規格	エポニックスHプライマー	
		エポニックスH	厚膜300μタイプ
		エポニックスHB	超厚膜1000μタイプ
	日本水道鋼管協会	エポニックスWP-ST	水道鋼管用
		エポニックスWP	水道鋼管用
エポニックスWP-NS		水道鋼管用、無溶剤	
鋼道路橋便覧	レジガードEPプライマー	コンクリート用	
首都高速道路公団	レジガードACジョイナー	コンクリート用	
変性エポキシ下塗	各種公的規格	エポオール	カラーエポキシ
		エポオール#40下塗	
		エポオール#60	内面用
		エポオール#70	内面用
		エポオールHB	厚膜形
		エポオールNS	無溶剤
		エポオールマイルド	弱溶剤形

知って得する中小企業庁の中小企業支援策

中小企業庁は中小企業をめぐる金融経済情勢が依然、厳しいなかで、やる気と能力のある企業を支援するため、セーフティネットの整備などの中小企業金融対策を総合的に推進し、中小企業の資金調達の手軽化を図る対策を従来から実施してきたが、さらに拡充している。その中から、当組合の組合員に関係のあると思われる幾つかを紹介する。なお、詳細は各機関にお問い合わせ下さい。当組合でも分かる範囲でお答えします。

＊ ＊

1. 売掛債権担保融資保証制度

本制度は、中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度である。従来、実際の借入れは商品の納入や役務の提供が完了した後の、すでに発生している売掛債権を対象としていたが、平成14年11月11日から契約が成立した段階からも一定の範囲内で資金の借入れができるように大きく改善された。

対象となる中小企業者→個人または法人・組合等で事業を営まれる中小企業者であれば、一部の業種を除いて利用できる（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じ）。未発生債権の場合の資格要件は、つぎの①②に該当し、また総合的に判断して申込人の契約の履行の確実性に関し、懸念がない中小企業者。①大幅な債務超過でない②過去の取引実績において役務の提供の大幅な遅延または重大な瑕疵がない。

保証限度額と保証割合→限度額が1億円、割合は90%（金融機関からの借入限度額は1億1,100万円）。

保証料率→年率1%（東京都制度融資での取扱の場合は0.85%）。

本制度の対象となる売掛債権→工事請負代金債権など（譲渡禁止特約のついた売掛債権は本制度の対象とされない。売掛先から解除承諾書の提出を受ける必要がある）。

担保条件→申込人の有する売掛債権を担保とする。法人代表者以外の保証人は徴求しない（金融機関がリスクを負担する10%部分については、別途、金融機関から担保を求められることもある）。売掛債権の譲渡については①債権譲渡登記制度に基づく登記②売掛先への通知③売掛先への承諾——のいずれかの保全方法を講じることが必要である。

保証期間→根保証方式が1年間。個別保証方式が1年以内（根保証方式の場合には、融資希望額、売掛債権の状況により中小企業者ごとに借入極度額が設定され、その範囲内で一年間反復して借入れを受けることが可能）。

借入れについて→売掛債権の発生前の借入れのタイミング、金額等については金融機関に相談下さい。納品、工事等の進捗により、借入れを受けられる金額が異なる。債権発生後の借入れについても、借入時点の提出書類（エビデンス）は①売掛先の確認のサインがあるもの（運送伝票等）②取引実績により発注書に見合う納入をしていることが明白なも

のなどを含め、柔軟に幅広く認められるようになっている。なお、実際の売掛債権の額面そのままの金額の借入れを受けられるわけではない（掛け目がかかる）。

取扱機関→金融機関を經由して各都道府県等の信用保証協会に申し込むことになる。詳しくは中小企業庁金融課、各信用保証協会、もしくは金融機関へお問い合わせ下さい。

2. セーフティネット貸付の金融環境変化対応資金における別枠の担保免除特例制度

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し、経営の安定が見込まれる中小企業者に対して無担保で貸し付ける制度の限度は従来、3,000万円だったが、このほど5,000万円に引き上げられた。

対象となる中小企業者→金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしており、中長期的には資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる中小企業者であって次の①～③のいずれかに該当する方（ただし、商工中金において金融審査を行い、債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点からみて返済力に問題がないと認められる方）。①取引金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたこと②取引金融機関が別に定める実質的に経営破綻の状態等にあること③経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化していること。貸付限度額→5,000万円。

貸付期間→5年以内（うち据え置き6ヵ月以内）。

貸付利率→商工中金所定の利率。

貸付条件→借りに際して、新たな担保提供は不要。保証人は原則として代表者1名の保証が必要。

問い合わせ先は以下の通り。中小企業庁03-3501-4667（直通）、関東経済産業局048-600-0322（直通）。政府系金融機関などの問い合わせ先は中小企業金融公庫03-3270-1260（東京相談センター）、国民生活金融公庫03-3270-4649（東京相談センター）、商工組合中央金庫03-3246-9366（広報室相談センター）、全国信用保証協会連合会03-3271-7201（業務企画部）。詳しくは最寄りの各支店、または各地の信用保証協会に問い合わせ下さい。

中小企業倒産防止共済制度（取引先企業の倒産による連鎖倒産や著しい経営難などを防止する）

対象となる方→1年以上継続して事業を行っている中小企業者が加入できる（加入者はいつでも自由に共済契約をやめることができる）。

制度の内容→加入後6ヵ月以上経過して取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と積み立てた掛金総額の10倍に相当する画区のいずれか少ない額（貸付限度額3,200万円）の貸付が受けられる。毎月の掛金は5,000円から8万円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後、増額することもできる。掛金総額が320万円まで積み立てることができる。貸付にあたっては担保・保証人の必要はない。共済金の貸付は無利子だが、貸付を受けた共済金の10分の1に相当

する額が掛金総額から減額される。償還期間は5年（うち据置き期間6ヵ月）の毎月均等償還。毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）にできる。臨時に事業資金を必要とする時は掛金総額の範囲内で貸付を受けられる制度が用意されている。

手続きの流れ→①最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで契約申込書に申込金（1ヵ月分の掛金相当）を添えて申し込む②中小企業総合事業団から共済契約締結書が送付される③2月目以降の掛金は口座振替④取引先が倒産し、代金が受け取れなかった場合等が生じれば、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体に共済金の貸付請求を⑤中小企業総合事業団の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届くので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り下さい。

問い合わせ先は中小企業総合事業団共済相談室（03-3433-7171）、全国の金融機関の本・支店、最寄りの商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会。

小規模企業共済制度（小規模企業事業主等のための退職金制度）

対象となる方→常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあっては5人）以下の個人事業主または会社の役員。事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員。常時使用する上業印の数が20人以下の協業組合の役員。

制度の内容→小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、

老齢または役員を退職した場合に掛金の払込月数・総額に応じ、共済金が支払われる。毎月の掛金は1,000円から7万円の範囲内（500円きざみ）で自由に決められる。また加入後、増額することもできる。税法上の特典は、その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できる。一括して支払われる共済金は退職所得、10年または15年で支払われる分割共済金については公的年金など同様の雑所得として取り扱われる。なお、解約の場合は一時所得として取り扱われる。契約者貸付制度は、加入者の方は納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付（一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付）を利用することができる。手続きの流れ→①最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで契約申込書に申込金（1ヵ月分の掛金相当）を添えて申し込む②中小企業総合事業団から共済手帳・加入者のしおりおよび約款を送付③2月目以降の掛金は口座振替④廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体に共済金の請求を⑤中小企業総合事業団の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届くので、あらかじめ指定した金融機関でお受け取り下さい。

問い合わせ先は中小企業総合事業団共済相談室（03-3433-7171）、全国の金融機関の本・支店、最寄りの商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会。

賛助会員一覧

会社名	〒	本社・所在地	代表者 担当	役職名	TEL	FAX	取扱主商品
		東京都内営業所所在地					
大日本塗料(株)	554-0012	大阪府大阪市此花区西九条6-1-124	豊松正文	代表取締役社長	06-6466-6661	06-6462-0788	塗料全般 TD-PR
	144-0052	東京都大田区蒲田5-13-23 蒲田シティビル	岩崎隆治	課長代理	03-5710-4501	03-5710-4520	
大同生命保険株式会社	103-0027	東京都中央区日本橋2-7-9	宮戸直輝	代表取締役社長	03-3281-0111		生命共済
	103-0027	東京都中央区日本橋2-7-9 大手町建物日本橋ビル	久家幸雄	営業推進部長	03-3241-4311	03-3278-9676	
エヌケーケー トレーディング(株)	103-0005	東京都中央区日本橋久松町4-4 糸重ビル6F	堀道洋	建築建材部長	03-3660-1511	03-3660-1528	建材商品
	103-0005	東京都中央区日本橋久松町4-4 糸重ビル6F	中野政明	係長	03-3660-1511	03-3660-1528	
愛知産業(株)	141-0001	東京都品川区北品川5-3-20	井上裕之	取締役社長	03-3447-0201	03-3449-2143	各種溶接機器、溶接用ワイヤー他、溶接関連機器他
	141-0001	東京都品川区北品川5-3-20	原田滋	営業第一部長	03-3447-0201	03-3449-2149	
ダイニッカ(株) 東京支店	104-0032	東京都中央区八丁堀1-9-5	横地将男	代表取締役	03-3552-3151	03-3552-0672	全構協指定塗料 錆止め塗料
	104-0032	東京都中央区八丁堀1-9-5	宮本仁	営業担当	03-3552-3163	03-3552-3162	
(有)丹治 アメリカンファミリー 生命保険会社 特別代理店	344-0012	埼玉県春日部市六軒町248-8	丹治真喜子	代表取締役	048-735-9690	048-735-9740	がん保険、介護保険、 医療保険、終身保険
	101-0053	東京都千代田区神田駿河台2-2 お茶の水 香雲ビル	榎本啓二	支社長	03-3219-7171	03-3219-7180	
富士見興業(株)	166-0003	東京都杉並区高円寺南1-27-11	名取孝人	代表取締役	03-3314-1430	03-3314-5818	工業用ガス 溶接材料 機械、工具
	166-0003	東京都杉並区高円寺南1-27-11	木下俊夫	取営業部部長	03-3314-1430	03-3314-5818	
AIU保険会社 青林保険事務所	110-0015	東京都台東区東上野3-18-7 上野駅前ビル3F	金子直行	代表者	03-3839-7216	03-3839-7548	損害保険商品
(株)正栄商会	136-0071	東京都江東区亀戸6-55-20	岡田勝	代表取締役	03-3682-7821	03-3685-6422	皮手袋、ガウジング 棒、フックスタブ、 溶接面及びガラス
	136-0071	東京都江東区亀戸6-55-20	小林伸好	営業担当	03-3682-7821	03-3685-6422	
(株)アマダ	259-1116	神奈川県伊勢原市石田200	上田信元	代表取締役	0463-96-3351	0463-96-0109	帯鋸盤、金属工作機 材の製造・販売 修理点検、鋸刃、消耗品
	259-1116	神奈川県伊勢原市石田200	三宮一郎	係長	0463-96-3351	0463-96-0109	
エムシー・ メタルテック(株)	101-0032	東京都千代田区岩本町3-2-4 東京建物岩本町ビル	浜口洋志	代表取締役	03-5823-6448	03-5823-1065	建築土木関連商品、 景観商品、BH製作、 形鋼一次加工
	101-0032	東京都千代田区岩本町3-2-4	島田幸市	建築建材部長	03-5823-6448	03-5823-1065	

第17回通常総会（予告） 日時：平成15年5月16日（場所：未定）

編集後記

日本経済は一向に先が見えない状態が続いている。わが業界も同様にまったく明るい見通しはない。政府、小泉首相も改革の必要性は強調しているが、実質的な改革はほとんど進んでいない。建設業界の改革も、今年こそ少しは進むことを期待しているが、多分それほどは進まないだろう。なぜなら銀行は政府方針とは逆の救済に走っている★この状態をたとえるなら、ゆで蛙の状態にたとえられると思う。蛙を水の入った容器に入れて、水の温度を徐々に上げて

いくと、蛙は容器から飛び出さずに死んでしまう。しかし、その温度よりも低い温度の湯でも、その湯に蛙を放り込めば蛙はびっくりして飛び出す。もし、嘘だと思の方は試してみてください★日本経済も、この業界もまさにこの状態であると思う。このまま進めば、経済の崩壊（蛙の死）に至るだろうとは皆思っている。しかし、飛び出した先が現状よりもましな状態かどうかは分からない。テストは不可能である。飛び出す（改革）には、それなりのエネルギーと決断が必要だからである。飛び出せば自ら道を開くことができる。ゆで蛙にならないために、今飛び出すこ

とが必要である★われわれファブにとって飛び出すとは、旧弊を引きずった経営意識の改革である。自らの利益は、自ら守るという意識が必要である。とくに現在、経営を圧迫している追加・変更工事への対応（訴訟も辞さず）を真剣に考える時にある。建設業界の悪しき慣習は、訴訟に打って出ないと改善されないように思う★人間誰しも、世間の常識からみて不当なものでも、自らは利益を失うようなことはしないものである。これらへの対応を早くしたところが生き残ると思われる。今年一年、これらのことを念頭に改革に努めていただきたい。（案山子）